平成２８年（フ）第８１号
静岡市葵区竜南３丁目11番17―102号
債務者　南　　伸二
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭626番地８　新盛アパート201
債務者　山内　　薫（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０６号
東京都町田市小川1261番地６ハイムウォールナット205
債務者　後藤　克敏
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
静岡県浜松市中区和合北二丁目15番21号　Ｃ
債務者　谷口　陽子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
栃木県さくら市櫻野1732番地63
債務者　総合便利サービス力太郎こと　桑原光夫
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７号
栃木県さくら市櫻野1732番地63
債務者　桑原　綾子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡７―501
債務者　野呂　一憲
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡７―501、住民票上の住所東京都八王子市大和田町５丁目34番１―303号市営住宅大和田団地
債務者　藤本　恭子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８１号
横浜市中区豆口台136番地１　ハイツ南山手101号室
債務者　大槻　美佳
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９２号
神奈川県座間市相武台１丁目32番５―802号プラーズ相武台
債務者　二見　隆司
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７０号
横浜市旭区川井本町91番地２　オフショア101
債務者　柳澤エンドゥル
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２７年（フ）第９９３号
千葉県浦安市猫実１丁目10番３―204号コープ野村浦安
破産者　鈴木美佐子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２９号
千葉県浦安市堀江１丁目33番１―310号　フレンド736
破産者　深澤　裕也
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５７号
千葉県習志野市袖ケ浦１丁目８番11号
破産者　井上　惠子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６３号
札幌市清田区平岡四条３―17―１、申立時の住所千葉県市川市宝１丁目15番７号　（宝ＨＴハイツ102号）
破産者　畑　　雅順
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９１号
千葉市中央区祐光２丁目３番１棟201号
破産者　佐藤　朋行
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１０号
千葉市中央区大森町482番地１
破産者　坂本　久男
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係